## 小美玉市玉里地区小中一貫教育学校建設準備委員会設置要綱

平成27年7月1日 教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 小美玉市玉里地区小中一貫教育学校の建設に当たり必要な事項を調査・検討するため、小美玉市玉里地区小中一貫教育学校建設準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(用語)

第2条 この要綱において「玉里地区小中一貫教育」とは、玉里地区内にある 小学校と中学校を統合し、義務教育9年間を見通した指導方針のもとで行う 教育とする。

(所掌事務)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。
  - (1) 玉里地区内の小学校および中学校の統合準備に関すること。
  - (2) 小中一貫教育学校の建設に関すること。
  - (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第4条 委員会の委員は、40人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから 教育委員会が委嘱する。
  - (1) 玉里地区小中学校の保護者代表
  - (2) 玉里地区小中学校職員
  - (3) 玉里地区小中学校の通学区域の地域住民代表
  - (4) 教育に関して識見を有する者
  - (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、統合の日までとする。

- 2 教育委員会は、特定の地位又はその職(以下「地位等」という。)にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。
- 3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要 に応じて委員を補充するものとする。
- 4 委員は無報酬とする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員の会議(以下「会議」という。)は必要に応じて委員長が召集し、 議長となる。
- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

(専門部会)

- 第8条 委員会は,所掌事項の推進のため,専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的 に調査検討を行うものとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き,委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、専門部会の業務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

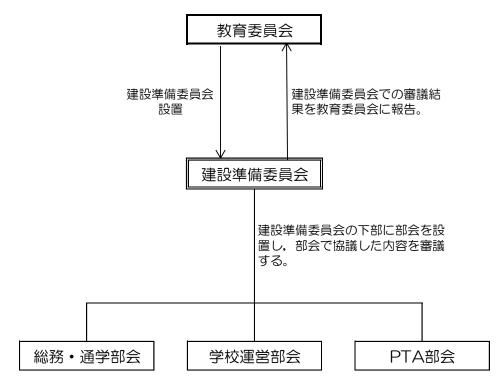
### 附則

この告示は,公布の日から施行する。

#### 別表 (第8条関係)

部会名	委員	検討事項		
		1. 学校名称, 校則等(校章, 校歌, 校訓),		
総務・通学部会	学校関係者職員	制服の有無,式典事業等に関すること		
	PTA代表	2. 通学体制(通学路,通学方法,安全对		
	地域代表者	策,スクールバス等)に関すること		
		3. その他,総務・通学部会に属する事項		
	学校関係者職員	1. 教育課程等,学校行事,児童会及び生		
		徒会,交流学習等に関すること		
学校運受如今		2. 設備備品(学校備品,教材,図書等),		
学校運営部会		保存文書等の整理に関すること		
		3. 統合校への移転計画に関すること		
		4. その他,学校運営部会に属する事項		
	学校関係者職員 PTA代表	1. PTA組織運営(組織編制,規約,役員		
PTA部会		選出,運営計画)に関する事項		
		2. その他、PTA部会に属する事項		

#### ◎建設準備委員会組織図



各専門部会は、設置要綱に定められた検討事項を協議し、その経過及び結果を建設 準備委員会へ報告する。

### 建設準備委員会の会議の公開及び広報について

- 建設準備委員会の会議は原則公開とする。
- 会議での協議内容は事務局で会議録を作成する。会議録は要点筆記とし 作成した会議録は建設準備委員会委員長及び副委員長にて内容を確認後、 市ホームページで公表する。
- 建設準備委員会の進捗状況は、「準備委員会だより」を作成し、統合学区内の学校、幼稚園、保育所を通じて保護者に配布する。また、区長回覧や市ホームページを活用して市内に広く周知していく。

# 小美玉市玉里地区小中一貫教育学校建設準備委員会委員

(敬称略)

No	区分(要綱第4条)	所属•役職等	氏名	備考
1	. , ,	玉里小PTA会長	小松 与士宏	
2	保護者代表	玉里小PTA副会長	石塚 匡巳	
3		玉里小PTA幹事	山崎 美奈子	
4		玉里北小PTA会長	鬼束 久也	
5		玉里北小PTA幹事	瀬畑 誠	
6		玉里北小PTA幹事	小山田 香代	
7		玉里東小PTA会長	上田 義宗	
8		玉里東小PTA副会長	西村 恵子	
9		玉里東小PTA副会長	中村 仁樹	
10		玉里中PTA会長	戸田 見良	
11		玉里中PTA副会長	大山 明弘	
12		玉里中PTA副会長	千葉 雅子	
13		玉里小校長	川又 義祐	
14		玉里小教頭	山田 宏彦	
15		玉里小教務主任	箱田 俊男	
16		玉里北小校長	大山 徳	
17		玉里北小教頭	小林 文雄	
18	兴长啦早	玉里北小教務主任	宮田 聡	
19	学校職員	玉里東小校長	羽鳥 文雄	
20		玉里東小教頭	林 憲昭	
21		玉里東小教務主任	笹目 賢一	
22		玉里中校長	村山 憲司	
23		玉里中教頭	園部 文雄	
24		玉里中教務主任	田中 周	
25		玉里小地区代表区長	鶴町 文男	大宮区長
26		玉里小地区区長	関 四郎	玉里中台区長
27	地域住民代表	玉里北小地区代表区長	田上 義明	新高浜第一区長
28	地域住民代衣	玉里北小地区区長	亀井 優	新田木谷区長
29		玉里東小地区代表区長	上田 稔	岡区長
30		玉里東小地区区長	水野 貞雄	川中子区長
31	識見者	市議会議員	大槻 良明	
32	<b></b>	市議会議員	戸田 見成	
33		玉里幼稚園PTA会長	木田 強志	
34	その他	玉里幼稚園PTA副会長	山口 淳	
35	<b>-</b>	玉里幼稚園PTA会計	今泉 直美	
36		ルンビニー学園幼稚園PTA	戸田 大我	
37		(以下余白)		
38				
39				
40				

委員数:40人以内

任期:委嘱の日から統合の日まで

# 事務局(小美玉市教育委員会)

所属•役職等	氏名	備考
教育長	加瀬 博正	
教育次長	長谷川 正典	
指導室 室長	皆藤 正造	
学校教育課 課長	鈴木 定男	
学校教育課 学校づくり推進室 室長	比気 龍司	
学校教育課 学校づくり推進室 係長	小林 利英	
学校教育課 学校づくり推進室 主幹	田山 伸一	
学校教育課 学校づくり推進室 主事	田村 直弥	